平成五年め第九〇四号

決

定

本籍 金沢市東力二丁目二八番地二

住居

金沢市東カニ丁目二八番地のニ

犀畔荘一号室

自動車運転手

廣

昭

和三九年一一月二六日生

野

秀

樹

右の者に対する傷害、 準強姦被告事件について、 平成五年九月七日名古屋高等裁

判所金沢支部が言い渡した判決に対し、 被告人から上告の申立てがあったので、 当

裁判所は、 次のとおり決定する。

主

文

250



本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中二〇日を本刑に算入する。

理

由

弁護人菱川雅文の上告趣意は、 憲法違反、 判例違反をいう点を含め、 そ の 実質

事 実誤認、 量刑不当の主張であり、被告人本人の上告趣意は、 事実誤認 の主張

であ

は

つ て、 い ず れ も刑訴法四〇五条 の上告理由に当たらな 1,1

により、 裁判 官全員 一致の 意見で、 主文のとおり決定する。

同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項ただし書、

刑法二一条

A.M.

よって、

平成六年二月 四 日

最高裁判所第三小法廷





裁判長裁判官

裁判官

千

部

可

裁判官

部

園

種

正

野

裁判官

大

恒

逸

秀

男









三